

# 社会福祉法人大志会 役員等報酬規程

社会福祉法人 大志会

## 社会福祉法人大志会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大志会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

### (定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事・監事・評議員・苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に理事会・評議員会以外の法人の業務を行った場合であっても、別表3に定める報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

### (理事長・業務執行理事及びその他の理事の業務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事の業務報酬等は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、理事が法人設置施設の施設長を兼務している場合は、理事としての業務報酬は支払わない。

2 理事長・業務執行理事及び常勤の理事以外の非常勤の理事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、監事業務としての報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、法人及び事業の指導監査についての立会及び運営状況の指導又は監査等の監事としての業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の業務報酬等)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬又は実費弁償費を支払うことができる。なお評議員会に出席しかつ同一日に評議員としての業務を行った場合であっても評議員としての業務報酬は支払わない。

2 評議員が評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任解任委員の委員会出席報酬等)

第7条 評議員選任解任委員が委員会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の業務報酬等)

第8条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1回分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会・評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けて法人の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等支給制限)

第9条 評議員に対して支払える報酬及び実費弁償費は、定款八条に定める各年度の総額450,000円を超えてはならない。

(適用除外)

第10条 常勤理事が施設長・所長を兼務する場合及び常勤職員が評議員選任・解任委員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、理事会の承認を得た上で評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 14 年 10 月 28 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 16 年 7 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 16 年 9 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。(一部改定)

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日より適用する。(一部改定)

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(一部改定)

別表1（理事会、評議員会への出席者の報酬等）

会議名称	報酬及び実費弁償費	支払限度額
理事・監事 理事会出席報酬等	1回につき 13,000 円	年額 400,000 円
評議員・監事・理事 評議員会出席報酬等	1回につき 13,000 円	年額 750,000 円
苦情対応第三者委員 理事会・評議員会出席報酬等	1回につき 13,000 円	年額 100,000 円

別表2（理事長・業務執行理事業務報酬等）

名称	報酬	実費弁償費	支払限度額
理事長業務報酬等	月額 700,000 円	実費	年額 8,500,000 円
業務執行理事業務報酬等	月額 350,000 円	実費	年額 4,300,000 円
<p>理事長、業務執行理事の報酬支給額については、同等の事業規模の他法人の報酬額を参考とし、当法人の運営状況を考慮した上で決定する。決定に当たっては、社会福祉法人として社会通念を逸脱することのないように配慮する。</p> <p>理事長及び業務執行理事の報酬限度額については、当該年度の前年度決算の事業活動計算書サービス活動収益計の 1%未満とする。業務執行理事の報酬額は理事長の報酬額の 1/2 を超えないものとする。</p> <p>尚、理事長、業務執行理事に期末勤勉手当等は支給しない。退職手当は報酬の月額×在職年数を支給する。</p>			

別表3（理事・監事・評議員・第三者委員業務報酬等）

名称	報酬及び実費弁償費	支払限度額
理事及び評議員業務報酬等	1回につき 13,000 円	年額 200,000 円
監事指導・監査立合 及び運営状況指導又は 監査業務報酬等	1回につき 13,000 円	年額 100,000 円
苦情対応第三者委員 業務報酬等	1回につき 13,000 円	年額 100,000 円

別表4（評議員選任・解任委員 委員会への出席者の報酬等）

会議名称	報酬及び実費弁償費	支払限度額
評議員選任・解任 委員会出席報酬等	1回につき 13,000 円	年額 60,000 円